

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三春町長 坂本 浩之

市町村名 (市町村コード)	三春町 (07521)
地域名 (地域内農業集落名)	沼沢地区 (沼沢)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月12日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

本地区は戸数32戸、現在、専業農家は1戸で他は兼業となっている。兼業農家はすべて60歳以上となっており、後継可能は14戸と予想される。米作りはかろうじて行われているが、畑作に関しては手が回らず耕作放棄地となっている土地が確実に増え、自宅消費のみの耕作がほとんどである。集落内で米作りを請け負っていた従事者が土地所有者に田を返納するという例も3件発生した。また、集落内の農業従事者7名で米作りグループを構成し、農業機械を共同購入したり依頼された米作り作業の一部を請け負ったりしている。小規模の米作りがほとんどであり、農業機械の購入・維持管理費などの経済的負担も大きな課題となっている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・町産業課の支援の下、高齢化に伴う今後の集落内での農業の在り方についての共通理解の場の設定
- ・農業後継者の育成と集落内外からの請負情報の収集と請負体制の構築
- ・人手不足による耕作放棄地の利活用に関する情報発信と請負者との連携
- ・住みやすく心の拠り所となる地域環境づくりのための耕作放棄地の活用
- ・町産業課やJAなどによる農業に関する様々な情報提供や作物栽培等に関する研修機会の設定

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	49.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	49.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、地域内で保全及び管理に努める。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集団化推進事務担当者の育成 ・集団化に向けた制度設定と共通理解 ・集落内各営農者等の農地の現状把握と農地バンクへの登録
(2)農地中間管理機構の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落内営農者等による集団管理 ・集落内での対応不可の場合の集落外営農従事者の情報把握と連携 ・集落外営農委託の際の制度設計と役割分担
(3)基盤整備事業への取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・基盤整備事業の概要と各種補助制度についての情報収集 ・基盤整備事業への参加希望の意思確認 ・具体的基盤整備案の協議・作成 ・中山間地域等直接支払制度、多面的機能支払交付金制度を今後も活用し、持続可能な地域づくりの一環として基盤整備事業のための活用を検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落内外から経営者・営農事業体を募り、町産業課やJAと連携し持続可能な集落を目指す。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
<ul style="list-style-type: none"> ・集落内米づくりグループの活用、必要に応じ、集落外営農事業体へ委託し、様々な営農支援策を活用しながら持続可能な集落づくりを目指す。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ、ハクビシン、モグラ、カメムシなどの鳥獣被害、病害虫被害などへの対応策として、集落内の農業被害対策案や集落間連携案の作成・実施。
- ②・③農業の機械化、効率化のためのスマート農業に関する研修会等の実施と有機・減農薬等による付加価値のある営農の展開。
- ⑦耕作放棄地等の利活用策として、地域農作物の特産物化・特色化を図る。また、景観作物等の栽培による住みやすい心の拠り所となるような持続可能な集落づくりを目指す。
- ⑧集団化・集約化のための用地確保策として、耕作放棄地等を利活用。
- ⑩集落内在住者または集落外からの移住を促進し、将来の地域づくりや農業を担う地域づくり・営農推進者を育成する。